



わたのら

46年 10月

No. 126号

発行 昭和 46 年 10 月 20 日



昭和56年をめざす街づくり計画

みんなの手で、魅力ある快適な街へ

期待を背って

総合開発審議会が発足

昭和四十四年に地方自治法が改正されて、市町村は長期総合計画を策定し、議会の議決をうけて実施しなければならぬことになり、ご承知のように本町では、去る七月の町議会において「町総合開発計画審議会条例」の承認を得て、計画策定の事務を進めてまいりましたが、このほど総合開発計画のための、町長の諮問機関である度会町総合開発計画審議会を設置し、計画の原案を審議することになりました。

審議会の構成

この審議会は、町条例によって設置されるもので、この総合計画が、行政の内部指針にするだけのものでなく、広く地域住民の総意に基づくものとして策定されることからこの計画をすすめる委員の初会合が、今月四日町役場において開催され、席上浜岡町長からあたらしく委員となられた町議会議員、関係団体の役員、学識経験者など十七名に委嘱状が手渡されました。

◎は会長、○は副会長

*第一号委員【学識経験者】

○御村 藤三（南中村）
○奥野 可頌（小川）

西岡 俊夫（総務課）
委嘱された委員は、町長の諮問機関として今後計画の原案について、何回か会議を開き、討議をかさねていくことになりました。

山下 孫一（大野木）
亀田 栄一（麻加江）
*第二号委員【町議会】
広 良松（議長）
杉本 光郎（副議長）
西井 三郎（総務財政常任委員長）
北村佐太郎（産業土木常任委員長）
南出 丑松（教育民生常任委員長）

*第四号委員【関係団体役員】

◎村山 正男（度会町農協組合長）
中広 文男（注連指農協組合長）
神森 克己（一之瀬農協組合長）
中川 良三（小川郷農協組合長）
伊藤 恒美（度会町森林組合長）
八木 楠夫（一之瀬森林組合長）
中津 利平（教育委員長）
西村 己吉（交通安全協会度会支部長）

*幹事

橋本 敬（総務課長）
竹田 透乘（税務課長）
山下 次男（住民課長）
井戸本由一（産業課長）
山根 勝己（土木課長）
山中 清久（議会事務局長）
繩手 利一（教育長）

*書記

前田 年弘（総務課）

町長は、この出された答申案に基づいて、基本構想を策定し、議会で審議されることになっております。そして審議された基本構想に基づき、基本計画、実施計画が策定され、以後最終的な議会の議決があつて、具体化され、順次実行に移されることとなります。このあと、基本構想の概要を町民に発表しますが、計画の期間としては、昭和四十七年度から十年とし、四十七年度を初年度、五十一年を中間年度、五十六年を目標年度とします。そして町の未来像を求めてまとめられたこの計画を、完全に実施して、豊かな住みよい町をつくるためには町民のみさんの積極的な協力が必要であることは、いうまでもありません。産業を振興したり、土地基盤を整備するなど町民みんなが快適な生活ができるよう力を合わせて、この夢を実現しましょう。

町と住民とのかけ橋

私は、昭和三十三年七月一日に生まれた広報わたらいです。

町民の皆様への愛情に育生まれ、ここに二二六回目の誕生日を迎えることができました。

未熟な私を、いつも可愛がっていただき、厚く御礼申し上げます。

私の一生は、「政治、行政に住民の理解と努力のもとにこれを運営するために」あります。

みなさんの税金から生まれた私は、「町と住民とのかけ橋」として、民主政治の土台となる覚悟で頑張っています。

そして私は、この仕事に命をかけて、毎月皆様の家庭に、身体一杯のお土産を持ってまいります。

私は、折角の土産が見向きもされず、片隅に投げ置かれ鼻をかまれ、ゴミ箱入りとなると、「ああ、私にも声が出せたらなあ」とつくづく悲しくなります。

私の一番嬉しい時、「お父さん広報がきたよ」、「ドレドレ、今月号はどんなことが出ているかな」と手にとられるとき、私の胸は喜びにふるえます。

どうかこれからも、「広報わたらい」をよろしくお願ひいたします。

議会時報

議会の開催は、定例会と臨時会の二つがあり、定例会は、年四回、三月、七月、九月、十二月に開かれ、臨時会は、臨時に議会を開く必要の生じたときに招集されます。臨時会では、通常提案された議題のみを審議いたしますが、定例会では、提出議案のほか、行政について何でも質問できます。これを一般質問と呼びますが、一般質問には、住民の声を議会に反映する内容が多く盛り込まれています。

九月十七日の定例会では、五議員から一般質問を行ない、町長担当課長からそれぞれ答弁されました。どんな質問があったか、その日の質問の要点は次のとおりです。

▲中嶋議員①長原地区の旧学用地について、②町道改良舗装の見直しについて、③立花地区里中道の改良について、▲西村議員①台風二十三号による宮川流域の災害は、天災ばかりではなく、人災だともいえる。宮川沿岸の被害について補助はないのか、また宮川の保全についていかに考えているか、②敬老会の開催方法については、改善する考えはないか、③住みよい町づくりにするために精神開発が必要だ

と思う。環境の整備をはかるとともにモテル進出の規制を作っておく必要はないか、交通安全宣言、町民憲章の制定など考えられないか、④保育所の一部徴収金について、⑤▲中廣議員①医師誘致についてどのような運動と対策を考えているか。老人対策として保健婦の家庭巡回を考えられないか。②度会町総合開発計画審議会条例が制定されたが、委員の選任をすみやかに行ない活動のできる態勢を立てられないか。

▲坂谷議員①交通事故防止について横断歩道や交通標識を増設する必要があると思う。交通事故を未然に防ぐ対策としてどのようなことを考えているか、②青年団の育成について本部はある程度の子算もあってやりやすいのではなからうかと思うが、支部結成に伴う補助金や奨励金を考えられないか。

▲西井議員①町営住宅の入居者の選考について、公平に取扱っているか、現況を伺いたい。②宮川の砂利採取について、ダンブカーの通行により町道の舗装がいたみ交通事故も心配される。また砂利の乱堀が原因で増水した場合、沿岸の土地や山林が非常に荒らされる。宮川の砂利採取は、もはや中止の時期ではないかと思う。砂利採取を中止する

方法について町長の考えを伺いたい。

▲北村議員①宮川の砂利採取についてはすでに限界ではないかと思う。先日二十三号台風においても砂利採取のため大被害が出たように思います。砂利採取を禁止することが出来るか出来ないか十分検討願いたい。②医師誘致については、長年運動をつづけ

ていますが、なかなかむづかしい。しかし何とかしなければならぬと思う。以上二点について町長のお考えを聞きたい。

つげよう赤い羽根

共同募金にご協力を

赤い羽根で新しくなっている国民助けあい共同募金運動が今年も十月一日から全国的に行なわれております。

この運動は、終戦直後、極度の荒廃にさらされた民間社会福祉事業を立ち直らせ、発展させるために昭和二十二年から発足した純粋な民間運動ですが、今年でもう二十五年にもなります。まだ、その日にならないと思ひ出せないか

たも多いでしょうが、上着の胸に、赤い羽根のアクセサリは、男女を問わずよく似合うものです。

募金の目標額は、都道府県を単位として各県の共同募金会が樹立した配分計画に基づいて自主的にきめています。今年度の町の目標額は、一

七二、六〇〇円(前年度は一六四、二〇〇円)で、八、四〇〇円の増加となっております。広く町民の皆さんの協力が望まれております。この運動をとおして、町民ひとりひとりが社会福祉活動に直接参加していることを意味するものであり、集まった浄財は最も必要性の高い事業に対して重点的な配分が行なわれるものです。明るい、住みよい社会を築くために、この運動の趣旨を十分理解していただき、町民の皆さんの積極的なご支援とご協力を切にお願いしますと共に、近く各婦人会支部長さんを通じて、一般戸別募金をお願いいたします。どうか、昨年以上の成果があるようにお願いいたします。

妻の座と税金

さいきん、家庭の主婦をめぐる税金について、いろいろと話題があるようです。そのなかで、パートタイムによる収入がある妻について、配偶者控除が受けられるかどうか、ご主人の税金との関係でとりあげてみることにします。

私たちのもつとも身近な税金に所得税があります。所得税には各種の控除がありますが、そのうちの配偶者控除は妻についての控除といえるものです。

配偶者控除の額は、毎年引き上げられ、昭和四十六年分は、十八万七千五百円が主人の所得から差し引かれます。この配偶者控除を受けられる配偶者とは、その年十二月末日現在で、婚姻届のしてある妻または、夫であって、しかもその配偶者に所得がないか、あってもつぎの金額の範囲内である人です。

- ①所得の全部が自分で働いて得た給与所得で、その合計額が十五万円以下の金額②所得の全部が①以外の所得で、その合計額が一〇万円以下。③①と②の所得の両方があるときは①の金額の二分の一と②の金額との合計額が一〇万円以下の金額。

待望の児童手当制度

いよいよ明年一月から スタート

児童手当制度は、わが国社会保障制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として

また児童福祉の増進をはかるうえでの重要な制度として、その早期実現がかねてから懸案となっており、さきの国会において児童手当法が成立し、いよいよ明年一月から実施されることになりました。そこで、この制度のおもな

点について紹介しましょう。
▽ 制度の目的

児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上をはかるとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的としています。

▽ 支給を受けられる人と手当の額

十八歳未満の児童を三人以上養育している者に対して、三人目以降の児童で義務教育終了前のものにつき一人月額三、〇〇〇円の児童手当が支給されます。
【支給要件】
(一)日本国民であること。
(二)日本国内に住所を有していること。
(三)五歳未満の児童を含む三人以上の十八歳未満児童を監護すること。
(四)養育者がその児童の父母であるときは、その児童と生計を同一にしていること。(ただし、父母の双方とも

これに該当するときは、主として生計を維持する程度の高い者。
養育者がその児童の父母以外であるときは、その児童の生計を維持していること。

【手当の額】
月額三千円に五歳未満の児童(十八歳未満児童について出生順に数えて第三位以降の児童に限る)の数を乗じて得

た額であること。
▽ 支給を受ける方法

児童手当の支給を受けようとする人は、今月一日から町役場において受付を開始しておりますから、出来るだけ早く町長の認定を受けてください。
認定されれば、毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの手当をまとめて、町から支払われます。昭和四十七年一月分と二月分の児童手当は、三月に支払われます。
なお、公務員については、国、地方公共団体、三公社において直接、認定および支給が行なわれます。

岡野健太郎氏 選挙功労者として表彰

度会町選挙管理委員会委員長 岡野健太郎氏は、去る九月二十七日、松阪市労働会館で同催された三重県町村選挙管理委員会連合会総会の席上、選挙管理の功労者として、綾野会長から表彰されました。
岡野氏は、昭和三十八年二月、町選挙管理委員会委員に選任され、さらに昭和四十二年八月、委員長に就任、現在に至っておりますが、その間における各種選挙を無事管理された功績が認められたものです。

かしこい消費者

— サシスセソ夫人から カキクケコ夫人に —

主婦の仕事は雑用の連続だと言う人がいます。ひと昔前までは、「サシスセソ夫人」というものが申し分のない主婦だと思われていました。

サ・裁縫 シ・手芸 ス・炊事 セ・洗濯 ソ・掃除の5つが人なみ以上にできることが良い主婦の資格とされたのですが、今日では、これらの仕事はみな能率的機械でより良く、より早くできるようにになりました。また生活様式の変化によって、主婦の行なう家事には高い能力が要求されるようになりました。

そこで「カキクケコ夫人」の登場です。

カ・管理 キ・教育 ク・工夫 ケ・計画 コ・行動 「管理」とは、家政・家事いっさいの管理責任を受け持つこと。

「教育」とは、自己の教養を高め趣味を広くし子どもの教育に注意を払うこと。

「工夫」とは、日常の家政と家事に改善の工夫を取り入れ、生活の向上を目指すこと。

「計画」とは、家政・家事を行なうについて計画を立て、順序を定め、必ず実行する習慣をつけること。

「行動」とは、以上を行なう場合いやなことなく、達成に興味をもって能率的に行なうことです。

カキクケコ夫人で貯蓄計画を……

秋ともなると農産物代金など季節的収入の増大する日ですが、反面消費も増大する傾向にあります。1年をふり返り、明日の明るい家庭づくりのための堅実な生活設計をたてなければなりません。

貯蓄を増強することの意義は国の経済成長し、社会各分野において均衡ある発展ができ、物価安定など生活向上の基礎となるための最も基本的なものです。

高度経済成長とともに近年目ざましく生活水準が向上し、第3次消費革命とまでいわれるほど、消費ムードが高まってきています。内外のきびしい経済情勢のもとにあっては従来にもまして長期的な生活設計をはかり、家庭に応じた健全な消費態度をもちたいものです。

あなたの「カキクケコ夫人」の腕前を充分にふるい活躍してください。

「貯蓄の日」強調特別運動

46. 10. 8 ~ 46. 10. 20

- ▶ 明るい未来にくらしの設計
- ▶ 貯蓄で育つあなたのしあわせ
- ▶ こづかい帳つけてよい子の夢育つ



納め忘れた 保険料はありませんか

提出制の国民年金制度は、本年四月で満十年を迎え待望の老齢年金の支給が開始されました。

本町においても、すでに七名の方が年金の支給(月五、〇〇〇円、年金額六〇、〇〇〇円)を受けられ、それに引続き六十五歳に達した方が年金の支給を受けるための裁定請求書が提出されています。

間の保険料納付の特例措置がとられました。
しかしこの特例措置も、昭和四十七年六月三十日(これまでに六十五歳に達する人はその前日)までに一カ月四五〇円のわりで納めていただくことになっておりますので、思い当る人は、この際納付完了し将来満額年金の給付を確保ください。

なお、適用もれの者(日本国民で二十歳以上の方で、恩給受給権者又は会社等による厚生年金等の公的年金に加入されていない人)で国民年金に加入されていない人は、この期間中に町役場住民課年金係に資格取得届を提出の上保険料を納付し、受給権を確保されるようおすすめします。

おとくな前納制度

毎月納めていただいている国民年金保険料は、一年分をまとめて納めると、保険料が割引される「前納制度」がありますが、今回法改正により明年七月から保険料が引上られることにもない、前納額も次のように改正されます。

このような方のなかには、決められた期間保険料を納めようとしても、時効(二年)で納められないことになっておりますが、このような人にもなんとか年金受給への道を与えようと、時効になった期

本町が
社会保険庁
長官表彰に
輝く

今日一日開催された、三重県国民年金大会で、本町は国民年金事業の優良町村として社会保険庁(長官梅本純正)から感謝状が贈呈されました。

昭和四十六年度三重県国民年金大会は、十月一日開催され、席上本町内城田婦人会平生支部(支部長山北貴巳)に国民年金の事業成績に優秀な要績をおさめられた民間地内組織として、知事から感謝状と記念品が贈呈されました。

平生婦人会に 知事感謝状 が贈られる

昭和46年度中の前納早見表

区	分	月金額	前納額	割引額
保	10月納付 昭和46年10月1日～昭和47年9月30日	5,700	5,560	140
	11月納付 " 11月 " " 10月 "	5,800	5,650	150
	12月納付 " 12月 " " 11月 "	5,900	5,750	150
険	1月納付 昭和47年1月1日～ " 12月 "	6,000	5,850	150
	2月納付 " 2月 " " 1月 "	6,100	5,950	150
	3月納付 " 3月 " " 2月 "	6,200	6,040	160
所得比例保険料		4,200	4,100	100
5年年金保険料		9,000	8,750	250

街頭指導で 交通安全指導を呼びかけ

「子供を交通事故から守る日」の来る二日街頭で交通指導、老人や子供、通行人に交通安全を呼びかけました。
これは、秋の交通安全運動を推進するため、町のリーダーが先に立つたわけで、その日は、浜岡町長、松田助役、中



町内をパレードする広報車



真剣に... 園児も街頭へ



あらゆる交通を防止するため駐在所の目はきびしく光る

川収入役、町職員、各駐在所交通安全協会、各小学校長、PTA会長、教育委員、交通ママさんなどが参加して、登校時間の午前七時三十分から八時三十分までの一時間、各地区の学校入口に立ち、小学

生、通行人や運転者に黄色い羽根と風船を渡して交通事故追放を訴えました。
なお、町は三日の運動会を利用して、三会場で県内に於ける交通事故写真展を開き、また五日にも、交通安全協会、伊勢警察署交通課の協力のもと、街頭監視、広報車によるパレードの行事を行ない、交通安全運動期間中の無事故を呼びかけました。

少年の非行は 家庭の反映

最近では、比較的裕福な家庭に育ちながら、非行を重ねる少年が多くになっております。これらの少年について調査してみますと、物質的には恵まれていますが、家族関係の円満を欠き、特に両親の不和や争いから家庭が冷たくなり、子供がそのような家庭での生活を嫌い、つい非行に走るというケースが多いようです。
このように家庭内のもめごととは、その当事者のもとより子供や、その他の家族にもすぐ悪い影響を及ぼすものです。家庭は、私達の生活の基盤です。

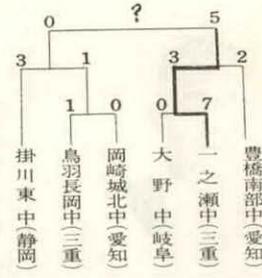
たとえ、どんな理由がかかるにせよ、家庭内の紛争は少しも早く、正しく円満に解決しなければなりません。
もちろんその解決については、当事者がよく話し合うことが大切ですが、お互い感情が先に立ってなかなか話し合いがつかないこともあろうかと思えます。そんな時には気軽に家庭裁判所へ相談にお出てください。相談は無料で秘密はかたく守られます。

お詫びと訂正

広報わたらい九月(一二五号)二ページに掲載の「議案第五十七号教育委員の任命について」の記事中、岡野健太郎氏とあるのは、岡野幸一郎氏の誤りです。訂正してお詫びします。

郷土代表の一之瀬中女子チーム 東海大会でも優勝

71東海地域中学校女子ソフトボール大会は、今月二日、三日の二日間、二見中学校グラウンドで開催されました。



総合優勝は 一之瀬中が獲得

町立中学校の陸上競技大会は、去る九月十七日城内中学校に於いて行われ、一之瀬中が男女共総合優勝を獲得、又男子は小川郷中、女子は中川中がそれぞれ優勝しました。



東海大会で優勝の一之瀬中女子チーム

戸籍の窓

九月中に届け出のものです

おめでた

【生まれた人】

- 出生児 父名 続柄 字名
- 藤田夏美 芳夫 長女 上久具
- 中村 智 宏 二男 棚橋
- 中野彰二 一男 二男 中之郷
- 井口圭司 智 三男 南中村
- 中野洋子 昭雄 長女 牧戸
- 清水由香 勝 二男 当津
- 尾岩光弘 勝 二男 当津
- 西村実千緒 幸三郎 二女 原
- 鳥村恵美 隆文 長女 葛原
- 岡村則香 則彦 二女 棚橋
- 中村元美 和弘 長女 上久具
- 秦道あゆみ 正三 長女 小川

おくやみ

- 【亡くなった人】
- 死亡者 年令 字名
- 福井さと (84) 大野木

郵便貯金奨励運動にご協力を!!

住みよい社会をつくる

郵政省では、十月一日から三十一日までの一ヶ月間、「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を全国で実施中です。国民のみならず広くご利用いただくおきまに郵便貯金は、国民の経済生活を安定させ、明るく豊かな家庭づくりに役立つとともに、お預かりしたお金は国の財政投融資の主要な原資となつて全国の市町村や、公庫、公団公社などに貸し出されています。

その貸し出された資金は、国民生活の向上に関係の